

## 鳴門市内共通商品券（前払式証票）発行事業規約 「鳴門商工会議所 うずとく商品券」

### （目的）

第1条 この規約は、鳴門商工会議所が定款第7条第18号に掲げる鳴門市内共通商品券（前払式証票）発行事業（以下「共通商品券発行事業」という。）の利用に必要な手続、方法その他の事項について定め、もって共通商品券発行事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### （発行者）

第2条 共通商品券の発行者は、鳴門商工会議所（以下「会議所」という。）とする。

### （販売窓口）

第3条 共通商品券の販売窓口は、会議所又は会議所指定の登録店を共通商品券売捌所（以下「売捌所」という。）とする。

### （事業への参加）

第4条 共通商品券発行事業には、会議所の会員及び大麻町商工会の会員が共通商品券加盟店（以下「加盟店」という。）として参加するものとする。

2. 共通商品券発行事業に参加する加盟店は、会議所が別に定める加盟店参加申込書に参加意志を表明すると共に参加加入金を支払うものとし、その金額は売り場面積別に3,000㎡以上3万円、500㎡以上3,000㎡未満1万円、500㎡未満3千円とする。
3. 大型店内のテナントは当然個々の参加店舗とし、本店と支店それぞれが商品券の扱いを希望する場合にはそれぞれに加入金を申し受けるものとする。

### （共通商品券の種類）

第5条 共通商品券は、額面500円と1,000円の2種類とする。ただし諸般の事情により種類及び形式の変更ができるものとする。

### （共通商品券及び帳簿類）

第6条 共通商品券及び共通商品券に必要な帳簿類等は、会議所が作成する。

2. 共通商品券の受渡し、管理には、前項の帳簿類等を使用する。

### (販 売)

第7条 売捌所は、初回100,000円単位で会議所から共通商品券を現金で購入し、消費者に直接販売するものとする。又、売捌所の追加購入は会議所が随時対応するものとし、売捌所において消費者に未販売分且つ商品券裏面未記入の商品券の現金への換金は応じるものとする。

2. 会議所は様々な機会を利用し、行政、諸団体、会員事業者に働きかけ、景品等として共通商品券を積極的に利用するよう呼びかけるものとする。

### (共通商品券の利用)

第8条 加盟店は、消費者が共通商品券で物品を購入したりサービスの提供を受けようとする場合は、その取扱いを拒んではならない。ただし、切手、収入印紙、他商品券等金券はこのかぎりではない。

2. 加盟店は、共通商品券の利用者に対し、取引価格その他取引に付随するサービス等について、一般顧客より不利な取扱いを行ってはならない。
3. 消費者が商品券使用時のつり銭は原則出さないものとする。しかし、各加盟店での対応は個別事業所の判断とするものとし、つり銭を出さない旨の消費者への情報の明示は各事業所の責任において行うものとする。

### (売捌所及び加盟店の義務)

第9条 売捌所及び加盟店は、あらかじめ会議所より渡されたステッカー及び商品券見本等を消費者の目のつきやすい場所に提示するものとする。

2. 加盟店は本規約の規定を遵守するとともに共通商品券の普及に努めるものとする。
3. 加盟店は、消費者から受け取った商品券を事業用の支払いに回してはならない。

### (未発行共通商品券並びに引き換え済み共通商品券の管理)

第10条 未発行共通商品券は、会議所事務所に保管して、所定の手続きを経て必要な都度必要な枚数だけ取り出すものとする。

2. 引換済み共通商品券は、会議所が券面に所定の廃棄印を押印して、保管期間終了まで会議所事務所で保管するものとする。

### (共通商品券の管理責任)

第 11 条 未発行共通商品券を保管中に、紛失、盗難、その他の事故が発生した場合は、会議所が責任を負うものとする。但し、売捌所に手渡した後の事故発生については、売捌所が責任を負うものとする。

2. 消費者及び加盟店の手元で発生した事故については、その消費者及び加盟店の責任とする。
3. 毀損商品券の換金及び交換については、偽造防止印刷箇所が残っている状態で且つ通し番号が確認でき、全体の3分の2以上が残っていること。
4. 会議所は不測の事態に対処するため万全の処理を講じるものとする。

### (手数料)

第 12 条 会議所は売捌所に対して共通商品券 1 枚につき販売手数料 2 %を支払うものとする。

2. 会議所は引換済共通商品券回収にあたって、会員である加盟店から 3 %の換金手数料を徴収するものとする。

### (換金決済)

第 13 条 引換済共通商品券の換金決済は、次のとおりとする。

2. 加盟店は引換済商品券裏面の所定欄に必要事項を記入し、会議所に直接持込み、換金を請求するものとする。
3. 換金決済は、加盟店が直接引換済共通商品券を持込み、会議所が換金手数料 3 %を差し引いた額を加盟店へ現金で支払うものとする。
4. 支払日は、毎月末の翌月 5 日払いと 15 日と 20 日払いとし、土曜、日曜日、祝日の場合は、翌日日とする。時間帯については、午前 10 時より午後 4 時までとする。
5. 加盟店が換金手数料 3 %を差し引かれた請求金額を受け取る時、加盟店名で領収書を発行してもらうので、印鑑を持参すること。

### (その他)

第 14 条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、商業委員会で決定する。